

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市公報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和2年10月26日～令和2年11月25日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	・個人番号を含む個人情報を取り扱うのは人間であるから、人為的エラーは防げない。また、システムへの不正アクセスも懸念される。 ・2021年3月から健康保険証をマイナンバーカードに搭載し、個人情報を紐づければ、情報漏えいの危険性がさらに高まる。 ・健康保険証をマイナンバーカードに搭載することやQRコード付き交付申請書を送付することは、マイナンバーカードを取得することを市民に強制するものではないか。 ・今後は個人番号を含む個人情報が国に一元管理されることになるのではないかと。
⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年1月29日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められ、審議会として妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	